外郭防音工事について(お知らせ)【岩国飛行場】

■ 外郭防音工事 (*1) の対象住宅について、必要な手続きを了し、下記のとおり見直しましたのでお知らせいたします。

区域	対象住宅	特記事項
85W 以上	(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。) (2) 防音工事(一挙防音工事(※2)、新規防音工事(※3)追加防音工事(※4)、防音区画改善工事(※5))を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅ア防音工事を実施していない居室がある住宅各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合「特記事項I】 イ 防音工事を実施していない居室がない住宅各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事(※6)に併せて外郭防音工事を実施する場合「特記事項I、II】	 I 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。 Ⅲ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。 Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。

- (※1) 外郭防音工事 : 世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事
- (※2) 一挙防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象に行う防音工事
- (※3) 新規防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2 居室以内の居室に対して行う防音工事
- (※4) 追加防音工事 : 新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事
- (※5) 防音区画改善工事 : バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う防音工事
- (※6) 防音建具機能復旧工事:防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事

区域	対象
	(1) 防音工事を実施してい
	(2) 防音工事(一挙防音」 追加防音工事(*4)、防音 し、これらの防音工事が 経過している場合で、N 室がある住宅 ^{【特記事項 I} 】
80W 以上 85W 未満	
	今回
	(3) 原則として、一挙防音 エ事又は外郭防音工事を 【 ^{特記事項 I】} しているR C
	単板プレスドアのように 建具 ^{【特記事項皿】} が設置さ

音工事を実施していない住宅

対象住宅

- 音工事(一挙防音工事(※2)、新規防音工事(※3) 防音工事 (※4)、防音区画改善工事 (※5)) を実施 これらの防音工事が完了した日から10年以上 している場合で、防音工事を実施していない居
 - 則として、一挙防音工事等(※フ)と外郭防音工 実施した住戸が混在^{【特記事項Ⅱ】}している鉄筋コ リート造系の集合住宅^{【特記事項Ⅲ}】(以下「RC 住宅」という。)であって、単板プレスドアの「 に芯材を使用していない玄関建具^{【特記事項Ⅳ}】が されている一挙防音工事等を実施済みの住戸

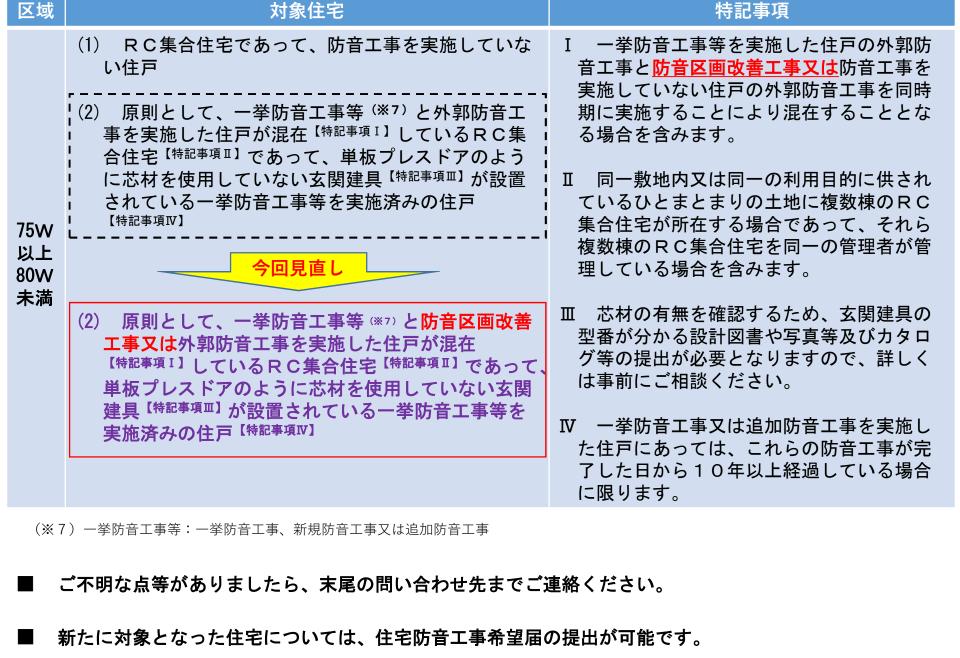
今回見直し

則として、一挙防音工事等(※7)と防音区画改善 又は外郭防音工事を実施した住戸が混在 ^{事項 I 】}しているRC集合住宅^{【特記事項 II 】}であって プレスドアのように芯材を使用していない玄関 建具^{【特記事項Ⅲ】}が設置されている一挙防音工事等を 実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】

新規防音工事のみを実施している住宅は、 工事完了の日から10年未満であっても対 象となります。

特記事項

- 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防 音工事と防音区画改善工事又は防音工事を 実施していない住戸の外郭防音工事を同時 期に実施することにより混在することとな る場合を含みます。
- 同一敷地内又は同一の利用目的に供され ているひとまとまりの土地に複数棟のRC 集合住宅が所在する場合であって、それら 複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管 理している場合を含みます。
- 芯材の有無を確認するため、玄関建具の 型番が分かる設計図書や写真等及びカタロ グ等の提出が必要となりますので、詳しく は事前にご相談ください。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施し た住戸にあっては、これらの防音工事が完 了した日から10年以上経過している場合 に限ります。
- (※2) 一举防音工事 :防音工事を実施していない住宅を対象に行う防音工事
- (※3)新規防音工事 :防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して行う防音工事
- (※4) 追加防音工事 :新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事
- (※5) 防音区画改善工事 : バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う防音工事
- (※7) 一挙防音工事等:一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事



【問い合わせ先】中国四国防衛局企画部防音対策課 屆:082-223-7211